

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

1 法令順守

介護保険制度は、保険料と公費を基礎とした財源により、要介護状態となった高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、必要なサービスを提供して支える仕組みとなっています。

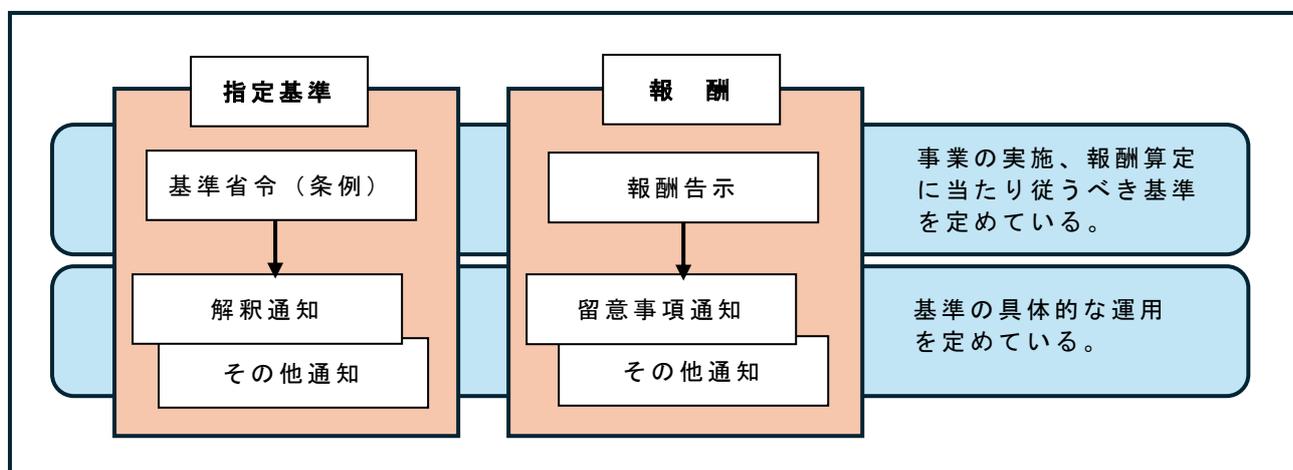
この趣旨に鑑み、適切なサービスの質を確保するため、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」といいます。）及び報酬の算定要件等に関する各種基準や通知（以下「基準等」といいます。）が定められています。

事業者においては、これらの趣旨を御理解いただき、基準等について理解を深め、自主的に法令順守に努めながら適切な運営を行ってください。

(1) 基準等の構造

指定基準及び報酬の算定要件等に関する基準等は、次の図のような構造になっています。

基準等の要件を確認する際には、まず基準省令（条例）、報酬告示に定められた内容を御確認の上、各種通知を確認し、具体的な運用上のルールを把握してください。



(2) 事業者が満たすべき基準（指定基準）

【基準省令】

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※介護保険法において、指定基準は市町村の条例で定めることとされているため、旭川市の指定事業者にあっては下記の基準条例を御参照ください。

【基準条例】

- ・ 旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- ・旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

(3) 指定基準の運用上の取扱い

【解釈通知】

- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(4) サービスに要する費用に関する単位数

【報酬告示】

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(5) サービスに要する費用に関する運用上の取扱い

【留意事項通知】

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(6) 介護報酬（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、介護報酬改定に関する通知、介護職員等処遇改善加算、算定構造の情報基準等の情報を掲載しています。

(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html

(7) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省において、基準等の改正その他の通知が発出される際に、「介護保険最新情報」としてホームページ掲載されます。

(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

(8) 介護サービス事業者向けトップページ（旭川市ホームページ）

旭川市の介護サービス、老人福祉法の事業・施設及び有料老人ホームに関するお知らせや各種手続きに関する情報を掲載しています。

事業の運営に当たっては、随時こちらのページを御確認ください。

(掲載箇所)

ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険
>申請・届出>介護サービス事業者向けトップページ

(URL)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d058547.html>

ア 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

(7) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保

② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

③ 介護機器の定期的な点検

④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

(4) (7)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。

(5) 介護機器を複数種類活用していること。

(6) (7)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。

(7) 事業年度ごとに(7)、(5)及び(6)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

イ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

(7) ア(7)に適合していること。

(4) 介護機器を活用していること。

(5) 事業年度ごとに(4)及びア(7)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

ウ 解釈通知

(7) 生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について

生産性向上推進体制加算に関する考え方や様式が掲載されていますので、この通知に基づいて実施してください。

(4) 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 5) (令和6年4月30日) 問12

生産性向上推進体制加算に関するQ & Aが掲載されています。

(5) 生産性向上推進体制加算について（厚生労働省ページ）

生産性向上推進体制加算の算定に必要な「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」のポイントや事例集等について掲載されています。

(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634_00010.html

(2) 運営推進会議

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、運営基準において、運営推進会議の設置が規定されています。

運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防

止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保することを目的として設置するものです。

ア 構成員

運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センター職員、当該事業に知見を有する者です。

あらかじめ、それぞれに該当する構成員を選定し、開催する際は、全員に対し案内をしてください。

・事業所職員は要件である構成員ではありませんので、事業所職員のみで開催する会議は、運営推進会議とみなすことはできません。

イ 開催頻度

運営推進会議は、おおむね2月に1回以上開催してください。

ウ 会議の内容

運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けてください。

エ 記録及び公表

ウの報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表してください。

・運営推進会議の記録について、事業所又は法人のホームページへの掲載、事業所への訪問者が誰でも目にする場所に掲示する等により、利用者、利用者家族その他広く確認できるように公表してください。

【運営推進会議】

・地域密着型サービス事業所における運営推進会議等については、概要、実施等をホームページに掲載しています。

詳細は、旭川市ホームページの以下の項目を御確認ください。

(掲載箇所)

ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険
>申請・届出>地域密着型サービスの運営推進会議等及び外部評価

・ホームページにおいて、市への報告の記載がありますが、旭川市では小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所について報告を求めておりませんので、適切に実施の上、記録及び公表をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な取り扱いの終了

・感染法上における新型コロナウイルス感染症の2類から5類への変更に伴い、運営推進会議等の開催に関する柔軟な取り扱いは終了しました。

新型コロナウイルス感染症を理由とした、運営推進会議等の文書による報告、延期、中止について、特例による開催とは認められませんので、御留意ください。

当該事業所における感染症の発生等によりやむを得ない場合は、書面による開催

が可能です。その場合は事前に書面で意見等を得る必要があります。会議の事後報告は書面開催とみなされないため、御留意ください。開催要件を満たす場合は、開催したものとして取り扱います。

※柔軟な取り扱いが終了していることに鑑み、安易に書面開催とせず、まずは開催日程を変更する等、極力集合形式での開催に努めた上で、やむを得ないと判断した場合のみ書面開催としてください。

4 指導事例

(1) 居宅サービス計画書に医療サービスを位置づける際の手続き

- ・小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画について、計画の変更に当たり新規に訪問看護が位置付けられた事例があったが、事前に主治の医師等から指示等がなく、居宅サービス計画を作成した後に、当該計画を主治の医師に交付することもしていなかった。

- ・居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合にのみ行うこととなります。
- ・主治の医師等の意見により、医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付することが必要ですので、十分御注意ください。
また、当該計画を主治の医師等に交付した場合は、その旨を支援経過等に記録してください。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp